

財務省告示第百九十号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行うことができる者を定めた件（平成十七年十二月財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十九年五月七日から適用する。

平成十九年五月十七日

財務大臣 尾身 幸次

「株式会社山形しあわせ銀行」を削り、「株式会社殖産銀行」を「株式会社きらやか銀行」に改める。